

# 平成 26 年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果について

平成 27 年 3 月 4 日

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

## 1. 調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。なお、本調査は平成 23 年度より実施しているものである。

( 1 ) 調査対象：県有施設 88 施設

( 2 ) 回答数：県有施設 88 施設、回答率 100%

( 3 ) 調査期日：平成 26 年 12 月

\* 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## 2. 結果概要

関連法令・通知等の認知度については、「健康増進法第 25 条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等は高かったが、今年 7 月施行予定の「労働安全衛生法の一部を改正する法律第 68 条の 2」の認知度は 8 割に満たず、「第 3 次くまもと 21 ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25～H29)」における受動喫煙防止に関する目標値については、7 割程度と、他法や通知と比較して低かった。

受動喫煙防止状況については、すべての県有施設で敷地内禁煙、施設内禁煙、完全分煙のいずれかとなっており、年々受動喫煙防止対策が進んでいる。また、禁煙対策をこれ以上進めることができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多かった。また、県所有・管理でない建物内に執務室を持っている施設もあり、単独で進められないとの意見もあった。

公用車については、所有している施設の 8 割以上で、すべての公用車を完全禁煙としている。

各施設では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議がされており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待される。

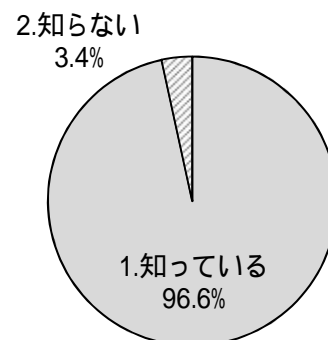
### 3. 調査結果

#### 問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

ほとんどの施設が知っているが、知らない施設もある。

参考：平成23年度 96.6%、平成24年度 98.9%、平成25年度 95.6%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	85	3	88
割合(%)	96.6	3.4	100.0

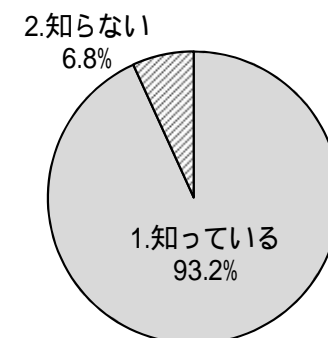


#### 問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知の「受動喫煙防止対策について」及び平成24年10月29日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存知ですか？

県有施設の9割以上が知っているが、知らない施設もある。

参考：平成23年度 79.8%、平成24年度 90.1%、平成25年度 83.5%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	82	6	88
割合(%)	93.2	6.8	100.0

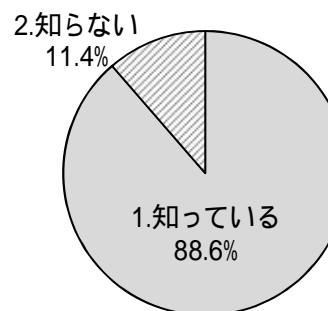


#### 問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存知ですか？

県有施設の9割程度が知っている。

参考：平成23年度 70.8%、平成24年度 84.6%、平成25年度 81.3%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	78	10	88
割合(%)	88.6	11.4	100.0

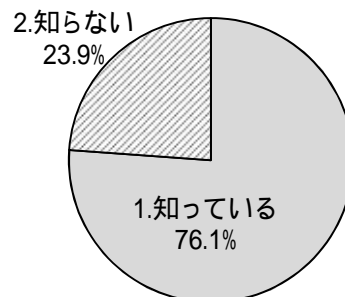


問4.「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」をご存じですか。

平成26年度追加項目。

他法、通知と比較すると知っている施設の割合が8割に満たず低い。

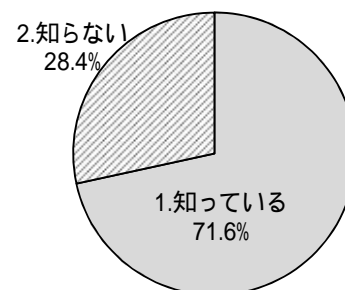
	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	67	21	88
割合(%)	76.1	23.9	100.0



問5.「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25～H29)」において、行政機関(県・市町村)の分煙等実施割合の平成29年度目標値を100%としていることをご存じですか。

他法、通知と比較すると知っている施設の割合が7割程度と低い。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	63	25	88
割合(%)	71.6	28.4	100.0



問6. 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

県有施設すべてで禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施しており、そのうち敷地内禁煙は、7カ所で行っている。

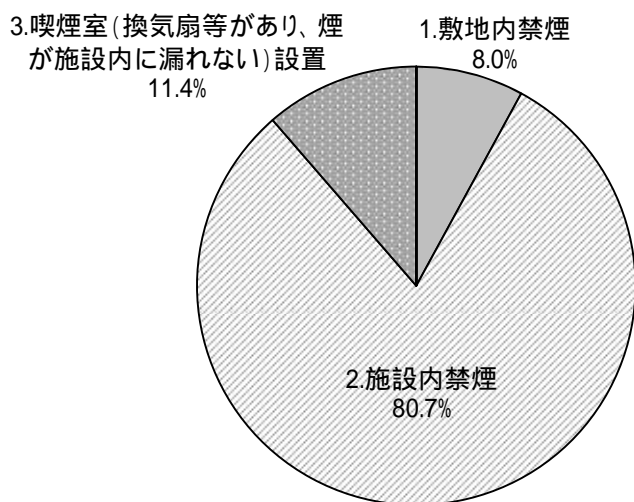
禁煙・完全分煙: 敷地内禁煙・施設内禁煙・換気扇等があり、煙が施設内に漏れないようにしている喫煙室を設置している施設

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	7	8.0
2.施設内禁煙	71	80.7
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	10	11.4
4.喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	0	0.0
5.喫煙コーナー(開放型)設置	0	0.0
6.喫煙場所は設けていない	0	0.0
合計	88	100.0

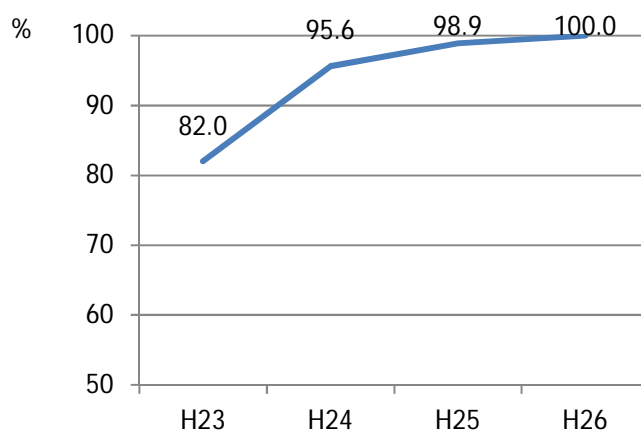
88 施設  
(100%)

< 敷地内禁煙施設名 >

- ・三角港管理事務所
- ・人吉保健所
- ・天草保健所
- ・富岡ビジターセンター
- ・菊池少年自然の家
- ・阿蘇みんなの森
- ・立田山憩の森



H26 県有施設における  
禁煙・完全分煙の実施状況



県有施設における  
禁煙・完全分煙の実施率変化

問7. 問6で2～5と回答された施設にお尋ねします。(対象 81 施設)

建物内もしくは建物外の喫煙所は何か所ですか。

	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所以上	総数
施設数(建物内)	4	3	0	0	3	10
施設数(建物外に設置)	36	15	14	3	7	75

5箇所以上ある施設は、建物内で最大11カ所、建物外で最大14カ所。

建物内のみ喫煙室があり、建物外にはない施設は6カ所。

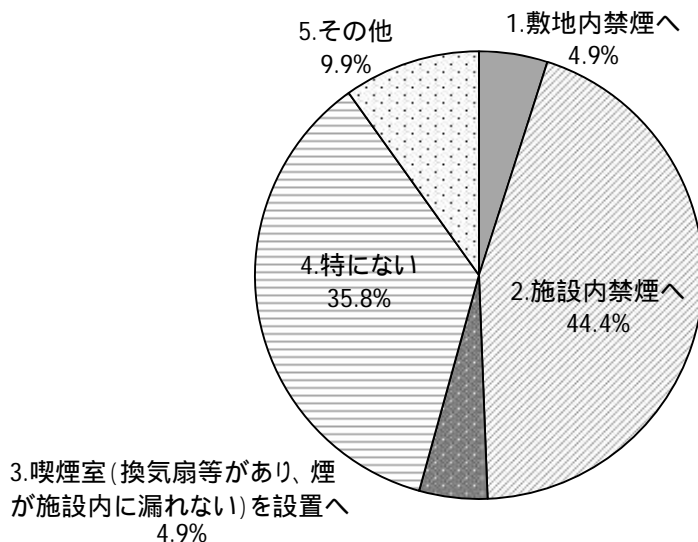
問8. 問6で2～6の施設がある場合にお答えください。(対象 81 施設)

今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

今後、禁煙・完全分煙に取り組む県有施設は、54.2%(44 施設)である。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	4	4.9
2.施設内禁煙へ	36	44.4
3.密閉喫煙室設置へ	4	4.9
4.特にない	29	35.8
5.その他	8	9.9
合計	81	100.0

44 施設  
(54.2%)



その他の回答

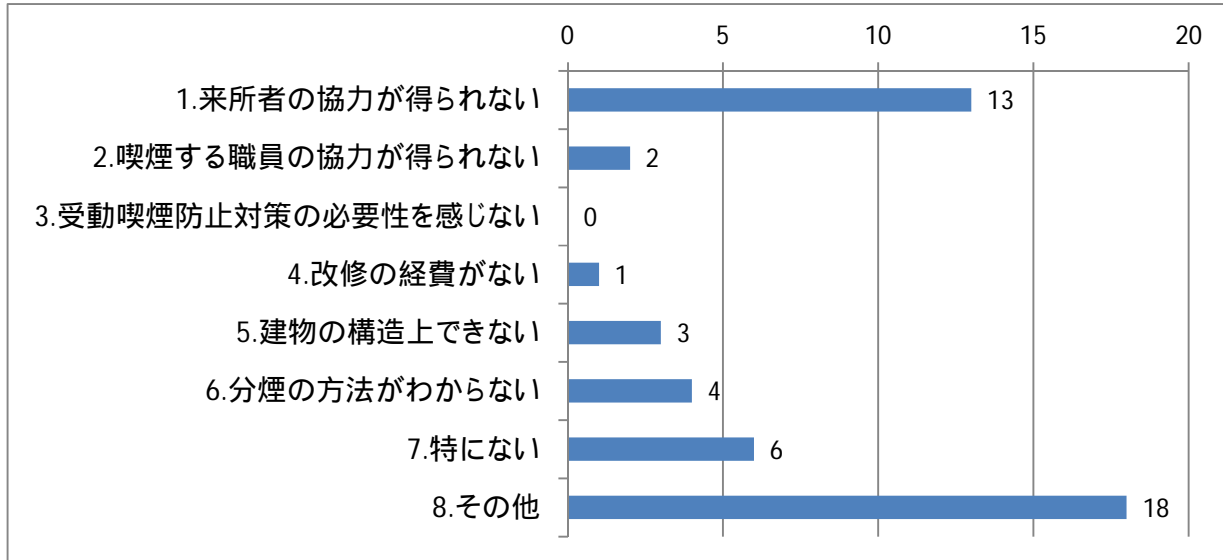
- ・ 衛生委員会に於いて検討中(2施設)
- ・ 全て屋外に設置(2施設)
- ・ 喫煙室の換気能力の向上を図る
- ・ 喫煙場所の削減
- ・ 所管課において議論の集約がなされれば、施設管理者として検討をする

- ・ 市町村との調整が必要

問9.問8で4～5を選択した場合にお答えください。(対象37施設)

受動喫煙対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



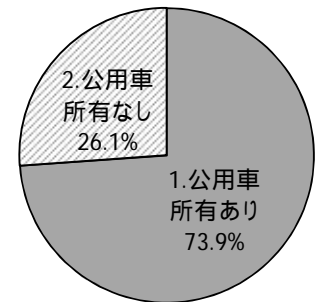
#### その他の回答

- ・ 衛生委員会に於いて検討中(類似意見2施設)
- ・ 県所有・管理でない施設内に事務所があるため、独自に取り組んでいない(類似意見3施設)
- ・ 利用者のため必要性がある(類似意見2施設)
- ・ 来所者の動線から外れた場所に喫煙スペースを設けることにより、受動喫煙を防止している
- ・ 現在の換気能力を向上し、喫煙室外への煙の流出をさらに防ぐための改修を検討する
- ・ 所管課において議論の集約がなされれば、施設管理者として検討をする
- ・ 敷地内禁煙の具体的検討まで至っていない
- ・ タバコ生産農家等への配慮
- ・ 記載なし(1施設)

問 10. 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

7割以上の施設が公用車を所有している。

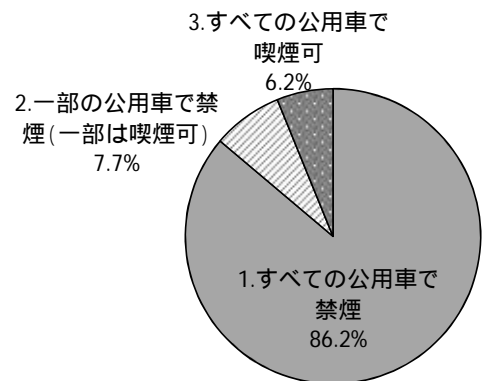
	県有施設数	割合(%)
1. 公用車所有あり	65	73.9
2. 公用車所有なし	23	26.1
(総数)	88	100.0



問 11. 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象65施設)

8割以上の施設で、すべての公用車を禁煙としている。

	県有施設数	割合(%)
1. すべての公用車で禁煙	56	86.2
2. 一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	5	7.7
3. すべての公用車で喫煙可	4	6.2
総数	65	100.0



問 12. 問 11 で、2~3 を選択した場合にお答えください。(対象9施設)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

今後、公用車の禁煙対策に取り組む施設は 44.4% (4 施設) である。

	件数	割合(%)
1. すべての公用車で禁煙に取り組む	2	22.2
2. 一部の公用車で禁煙に取り組む	2	22.2
3. 特にない	3	33.3
4. その他	2	22.2
(全体)	9	100.0

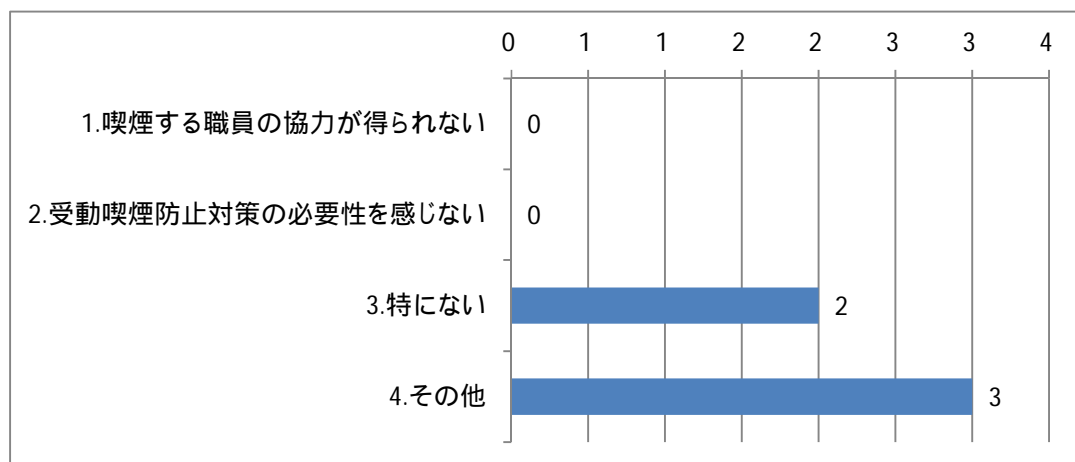
} 4 施設  
(44.4%)

その他の回答

- ・ 来客を乗車させる場合があるため
- ・ 問題となっていない

問 13. 問12 で、3～4 を選択した場合にお答えください。(対象5施設)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。  
(複数回答可)



その他の回答

- ・ 来客を乗車させる場合があるため
- ・ 状況を把握する

問 14. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- ・ 喫煙場所を見直し、数を減らしたり建物外へ設置したりしている。(類似意見11施設)
- ・ 施設の受動喫煙防止対策について、所属衛生委員会等において検討を行った。(類似意見10施設)
- ・ 利用者及び主催者に喫煙スペースの徹底、受動喫煙防止をお願いしている。(類似意見5施設)
- ・ 施設の特長(山林火災の防止)から火気取扱いを禁止しており、喫煙についても同様に対応している。(類似意見2施設)
- ・ 全職員(嘱託職員含む)を対象に受動喫煙防止対策について、アンケートを実施中。衛生委員会において結果報告を行い、必要な受動喫煙防止対策を推進することとしている。
- ・ 公用車内全面禁煙に向けて検討する予定。
- ・ 啓発ポスターの掲示